

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第９回）議事録

■日時 令和４年１１月２５日（金）午後３時３０分～午後５時１３分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、奥委員、高橋委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

１ 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）今井土地区画整理事業【１回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物の全８項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 9 回）
速 記 録

令和 4 年 11 月 25 日（金）
Web によるオンライン会議

(午後 3 時 30 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち 7 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 9 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤第一部会長 それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(1 回目)、「その他」となります。

○齋藤第一部会長 それでは、次第 1 の「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、事務局から御説明をいたします。資料 1-1 を御覧ください。

資料 1-1 は、過去 3 回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、風環境、景観、史跡・文化財、温室効果ガス、その他の順で取りまとめており、合計 19 件、その他が 5 件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、取扱い欄に前回の日付として 10 月 17 日(10/17)と記載しております。

前回の指摘項目等は、3 ページ、大気汚染、番号 2、3 ページ、騒音・振動、番号 1、番号 2、6 ページ、風環境、番号 3、9 ページ、その他、番号 5 となります。

要約して内容を御説明いたします。

大気汚染に関して、番号 2 として、発電機の用途について質疑が行われました。

騒音・振動に関して、番号 1 として、既存建物解体時の保全措置について質疑が行われました。

また、番号 2 として、基準超過に対する対策について質疑が行われました。

風環境に関しては、番号 3 として、対策前後の領域の変化について質疑が行われました。

その他に関しては、番号 5 として、建物の外壁に関する配慮について質疑が行われました。

前回で総括審議事項に取り上げるとしたものについては、右の欄に、取扱いに「総括審議項目へ」を記載しております。

①3 ページ、大気汚染、番号 2。②3 ページ、騒音・振動、番号 1。③6 ページ、風環境、番号 3。以上 3 つが総括審議事項となっております。

3 つの総括審議事項について御説明いたします。

1 つ目の 3 ページ、大気汚染、番号 2 についてです。

工事中の建設機械の稼働による二酸化窒素の影響と、その際に使われる発電機の用途について質疑が行われました。事業者からは、建設機械の給電に発電機が使用され、台数が少なくなるように今後も検討していくとの回答がありました。

2 つ目の 3 ページ、騒音・振動、番号 1 についてです。

解体時の騒音・振動の抑制のための具体的な配慮について質疑が行われました。事業者からは、仮囲いなどの対策を行い、詳細は今後検討していくとの回答がありました。

3 つ目の 6 ページ、風環境、番号 3 についてです。

建築後対策前と建築後・対策後の風環境の予測と、環境保全措置の徹底について質疑が行われました。事業者からは、対策をしっかりと行い領域 C とならないように取り組んでいくとの回答がありました。

続いて、10 ページ、資料 1-2 を御覧ください。11 月 1 日に行われました都民の意見を聴く会における公述意見の概要について説明いたします。

公述人は 2 名でした。評価項目でまとめますと、環境一般、大気汚染、騒音・振動、日影、風環境、その他について意見がありました。限られた時間の中で御説明いたしますので、特に環境の保全の見地からの意見について要約して御説明いたします。御了承いただきたいと

思います。

まず、環境一般についてですが、180mでガラスカーテンウォールになった場合の環境全般への影響に、責任をもって対応していただきたいとの意見がありました。

大気汚染としては、排気口の位置及び排出ガスに対する住民の安全・安心の確保や、アスベストの処分等への意見がありました。

騒音・振動としては、排気口の騒音・振動に対する住民の安全・安心の確保についての意見がありました。

日影としては、渋谷区境の空間・通路の確保や具体的な対策の提示についての意見がありました。

風環境としては、建築後・対策後における領域 A の確保、B1 棟高層部南北角の隅切りの設置、台風時における予測結果の公表等を求める意見がありました。

その他としては、高さ制限の維持、隔離距離の確保、プライバシーへの配慮、道路渋滞の緩和等を求める意見がありました。

資料 1-1、資料 1-2 の説明は以上です。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま 2 つ資料について御説明いただきましたが、分けて御意見を伺いたいと思います。

まず、資料 1-1、前回の質疑応答について修正等がございましたら御意見をいただきたいと思います。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、次に資料 1-2 の都民の意見を聴く会について、御意見や質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、初めに、参加していただいた森川委員と高橋委員からコメントをいただきたいと思います。

まずは森川委員、いかがでしょうか。

○森川委員 出席してお話を聞いてまいりました。

公述人の方のお一方目は、非常に資料を読まれていて、心配な点などを具体的にお話してくださったかなと思います。

環境アセスの項目にはならないプライバシーの点とか、確かに心配な点とかがあることが、よく分かりました。

もう一方は、ちょっと具体的というよりは、少し漠然と不安のようなものを持っておられ

るような感じで、もう少し説明をしていくことが重要なのかなという印象を受けた次第です。

大気汚染について、公述意見の概要のところにも書いてありますが、この事業が終わって、物を建てたあとの大気汚染の心配をしておられるわけですが、今回の評価書案を確認していきますと、むしろ建設中のほうが、問題があるのかなというところで、私のほうの総括審議では、建設中の話を挙げております。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 森川委員と一緒に出席してきました。

概要としては、森川委員が今お話しいただいたとおりだと思います。

私が担当しております騒音・振動に関しては、排気口の関連の懸念が1件だけ示されていきました。

全体的な印象としては、あの辺は、割と古いというか、低層の住宅が多いということで、そこに高いビルが建つということで、環境が変わるということに対する懸念を示されていたような印象を受けました。

森川委員も先ほどちょっと指摘されていましたが、環境アセスの項目ではないのですが、高いビルの窓が大きなガラス張りになっているということで、風環境とともに、光の害を指摘する声があったことと、高いところから見下ろされていることで、プライバシーの懸念が指摘されていたということが、印象に残りました。

○齋藤第一部長 詳細に御説明いただきありがとうございました。

委員の皆様で、今の意見も含めて何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、総括審議に移りたいと思います。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料1-3について御説明をいたします。資料1-3を御覧ください。

資料1-3は、環境影響評価書案について、第1として部会の審議経過と、第2として審議の結果を記載しております。

環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員からの意見があり、指摘する事項としております。

それでは、資料1-3「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価

書案について御説明いたします。

第1 審議経過

本審議会では、令和4年5月31日に「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、その寄与率は高く、A-2 地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど大気環境への負荷も高いことから、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中の環境への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後 25 ヶ月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事時等も含めた工事期間全体において、騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多く見られることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 ありがとうございました。

それでは、審議結果について環境影響評価項目の担当委員から、補足があればお願いしたいと思います。

まずは、大気汚染で、森川委員、何か補足はございますでしょうか。

○森川委員 特に補足ということはないのですが、騒音・振動の高橋委員とお話をしたところ、今回の評価書案には、工事を実施する時間帯が書いてないのかなということで、夜間の工事の話が前の第一部会か総会で、計画変更のところで出てきたりしていて、夜間には工事をしないと書いてないけれども、やるとも書いてなくて、夜にやる可能性があるのかなと、ちょっと心配しておりました。

大気汚染に関しては、ここに書いてあります内容で特に補足はございません。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

高橋委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動に関しては、ここに書いてあるとおりで、審議の中では解体について重点的に発言してきましたが、解体だけではなくて、工事期間全体で、特に周辺の住居と近接しているのでちゃんとしてほしいということです。

森川委員が指摘されました夜間工事の件ですが、都民の意見を聴く会のところでもちょっとお話をしましたが、森川委員がおっしゃっていたように評価書案には夜間工事をするともしないとも書かれていないので、こちらとしても、「これをどうしろ」と具体的に指摘はできないのですが、夜間工事はできるだけしないほうがいいので、夜間工事をしなくてもいいような作業スケジュールをきちんと組んでほしい、というのが要望ということになります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、もう1点の風環境ですが、玄委員は本日御欠席ですが、事務局はコメントを預かっていますでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 はい。事務局で玄委員のコメントを預かっておりますので、御説明いたします。

風環境についてです。本事業の予測を見ると、計画地内においては建設後対策前で領域Cが存在していて、建設後対策後では領域Bに抑えられているものの、領域Bの上限に近い地点が存在しています。

また、現況から、建設後対策後の領域Bで変わらないものの、領域Cに近い値になっている地点も存在しています。

そのため、保全措置の徹底や事後調査の適切な実施などを求める答申としております。

○齋藤第一部会長　ありがとうございました。

ただいま、各項目について、御対応の委員から御意見をいただきましたが、ほかの委員から何か御発言はございますでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員　先ほどの、資料 1-2 の都民の意見を聴く会における公述意見の概要の中で、景観に関するいくつかの保全措置の要望があったかと思います。

資料 1-1 の景観に関する要素で、低層部の景観の圧迫感への配慮であるとか、歩行者目線からの低層部への景観に対する考慮がなされていますが、公述人の御意見の中に、近隣の住宅地に対するプライバシーの問題であったり、緩衝距離の問題が見られていて、これは、これまで、資料 1-1 の議論ではなかった視点かなと思いました。

こういった事項は、緑化の植栽の計画の中で、ある程度緩衝を回避するような高木植栽の配置の検討であるとか、夜間照明に対する緩和を目指して、どういう樹種を選定するかとかについて、検討できるのかなと思うのですが、こういった項目を保全措置の要望として挙げておく必要があるのではないかなと思いました。

A 地区では、そこまで具体的な要望があった上での植栽計画ではなかったのではないかなと思うのですが、連続するような形でもし計画されているのであれば、B 地区の中ではそういった点に配慮した検討をしてはいかがかと思った次第です。

○齋藤第一部会長　ありがとうございました。

ただいま御指摘をいただきましたが、この点は、答申に含めたほうがよいという御見解だという感じでよろしいでしょうか。

○横田委員　含められるなら含めたほうがよろしいのではないかなと思います。

ただ、都民の意見を初めてお伺いして、それで、急に答申でしたので、少しこの点を議論してもよかったかと思いました。

○齋藤第一部会長　分かりました。

ただいま御提案をいただきましたが、都民の意見から相当懸念が出ている項目ではあるので、それを緩和する方向の話であると、そういった内容を答申に盛り込むこともあり得るかなと思います。

事務局、その点の対応は可能でしょうか。

○椿野アセスメント担当課長　事務局から御説明いたします。

今回の評価項目につきまして、そもそも、生物・生態系の項目が入っておりません。その

ため、ここで評価することが多分できないと思われます。

事業者に内容をお伝えするという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤第一部長 ただいまの話は、そもそものアセスの項目にその点が入っていないので、公式の答申としてその中に含めるのは、あまり好ましくないのではないかと考えています。

ですから、基本的には、メモとしては残しておいていただいて、事業者にそういった配慮をしていただくということかなということです。

そういった御提案が事務局からございましたが、横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 私は、項目としては、資料 1-1 の景観の 3 のところの補足検討として申し上げたものですが、生物・生態系と読み取られたのは、ちょっと理解ができませんでした。

○齋藤第一部長 基本的には、生物・生態系ではなくて景観なので、項目選定されている内容なので、できれば答申に盛り込んでいただきたいということかと考えています。

では、事務局で御検討いただいていると思いますが、関連して何か委員から御意見があれば承りたいと思います。何かございますでしょうか。

森川委員、よろしくお願いします。

○森川委員 都民の意見を聴く会でも、先ほど言い逃しましたが、やはり今の環境とこの事業がなされたあとの環境が、非常に大きく変わるというところが、一番懸念されている点かと思っていますので、そういった景観を少しでも和らげるというところが大事なかと、私も思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

森川委員の御意見も、景観という視点で答申案に盛り込んで、そういった配慮をお願いしてもいいのではないかと、ということかと考えています。

ほかはいかがでしょう。何か関連してございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局、森川委員からそのような御意見がありましたが、答申案の中で、そういった方向性で事業者をお願いするのがいいのではないかと御意見かと思いますが、いかがでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局の中で確認させていただきました。

圧迫感の話を、景観の中で、事業者が「しっかり取り組んでいく」と書いております。資料でいいですよと 278 ページです。そのため、事業者にその内容を伝えていく、しっかり指導

していくという形で対応できればと考えております。

○齋藤第一部長 それは事務局としては、評価書案のところにここまで記載されていて、その点というのにも配慮するような文言になっているのではないかとと思われるので、答申の中にあえて入れなくても、その趣旨が通じるであろうという理解でよろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 はい。そのような解釈でございます。

○齋藤第一部長 横田委員、森川委員、もう一度 278 ページのところを御確認いただいて、「文言がこれでは十分ではないじゃないか」ということであれば、もう少し議論の余地もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 圧迫感という話は少し違っていて、お求めになっている影響としては、緩衝をきちんとしてほしいというような部分が多いのではないかと思います。

緩衝という対策が、278 ページには、「緩衝空間としても有効な」と書かれておりますが、これは配置に関してで、構造的にも検討していただけると、より効果的な保全措置になるのではないかと思います次第です。

その点を事業者さんへの要望等してお伝え頂ければ、緩衝空間としての機能をきちんと確保するように要望していただくことができれば、ここに包含するという考え方でもよろしいのかなと思います。

○齋藤第一部長 分かりました。ありがとうございました。

そうすると、今の「緩衝」といったところについて、もう少し具体的に事業者伝えていただくということで、基本的にはそこへの配慮は評価書案の中にも記載がある程度あるが、もう少し突っ込んだ具体的な対策について、指導していただくというようなことで、住民の不安を解消していただきたいということかなと思います。

横田委員からお話がありましたが、指導していただけるということであれば、あえて答申の中に入れなくてもよいということでしたので、その点、事務局から事業者伝えていただきたいと思います。

こういった対応で、事務局、よろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 はい、大丈夫です。

○齋藤第一部長 分かりました。どうもありがとうございました。

水本委員から手が挙がっています。よろしくお願いします。

○水本委員 私、先に手を挙げてしまったのですが、今の部会長の御意見でまとまったと思

います。

その圧迫感というのが、住民側から見たときの圧迫感であって、懸念されているのは、新規建物が建ったときの、上からの視線というものに対して非常に懸念がありましたので、その辺のずれをきちんと理解した上での指導をしていただければ、先ほどの御意見でよろしいかと思いました。

○齋藤第一部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から事業者にそういった御指導をいただければと思います。

特に、アセスの中ではなかなか取扱いが難しいですが、プライバシーとか光害とかということも含めて、非常に不安があるということです。その点については、事業者にしっかりお伝えていただいて、緩衝地帯の整備の在り方等を御検討いただければと思います。

その点、御指導をぜひよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど審議をさせていただきました内容については、基本的に御了解いただけたということで、この内容で次回の総会に御報告をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○齋藤第一部会長 それでは、引き続きまして、次第2に移りたいと思います。「(仮称)今井土地地区画整理事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤第一部会長 事業者の皆様方、こんにちは。御多忙のところ御足労いただきましてありがとうございました。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、これからの審議の進め方について御説明をしたいと思います。審議は今回を含めて計4回とする予定です。3回目に審議結果をまとめまして、4回目は総括審議となります。

事業者の出席は、今回を含め3回を予定しています。本日は1回目の審議となりますので、委員の皆様には、事業計画の内容など確認したい点、疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。

資料2は評価書案に対する都民の意見書及び関係市長の意見を整理したものになります。

都民からの意見は4件ありました。関係市長からの意見はありませんでした。したがって、合計4件の意見が寄せられました。

4件の都民からの意見書を環境影響評価項目ごとに整理しますと、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、景観についての意見が主なものでしたので、環境項目順に要約して御説明いたします。

まず、大気汚染についてです。計画地は、従来より土埃が多く舞う地域であり、造成工事により今以上のものが舞うことが考えられることから、工事中はもとより完了後の進出企業の進出工事についても対策が必要と考えるなどの意見がありました。

騒音・振動については、岩蔵街道の計測地点 No.6 など、計画地の南北先端では、交差点、傾斜、路盤の条件が異なり、基準以下とはいえ、住民は、現在も体感では、かなりの振動を感じている。通過車両への負担が増大する上り坂の排気音による騒音、スピードが出ている車両がマンホール上で飛び跳ねる振動などは、現状でも就寝中に起きてしまうこともある状況などの意見がありました。

水循環については、計画地の調整池は、降雨強度(5年確率)に基づき、降雨量の予測を60 mm/h としておりますが、隣接の宅地では豪雨により数回にわたり床上浸水の被害が発生しており、過去には100 mm/h 以上の降雨により、百数十世帯が浸水し、北側を流れる矢端川やその流域にも多くの雨水が流れ込み、作物に大きな被害を与える事態が発生しました。

工事中はもとより完了後、進出企業の対策が必要などの意見がありました。

生物・生態系については、連続した緑地を保全するためには、1号公園から1号緑地、2号公園から続き、その先E、F、G地区にも緑地帯を延長していただきたいとの意見や、コナラ群落だけでなく、桜、ケヤキ等の現存する木なども生かせるようにしてほしい。

また、野鳥はスズメだけでなく、モズ、ホオジロ、セキレイ、カワラヒワ、ヒバリ等も生息し、ツミやハイタカ、チョウゲンボウなどの猛禽類も散見されることから、再調査すべき等の御意見がありました。

続きまして、景観についてです。当該地域は畑作地域で周辺に遮蔽物がなく、朝日が望める上に、夕日と伴い丹沢、奥多摩、秩父の雄大な山地を一望できる憩いの場でもある。大自然の豊かな景観を誇る青梅を認識できる場所を、都民のために保全できるよう希望する。

今後もこの美しい風景を見ることができるように、丘のある公園をつくったり、散歩道を現在の計画より増やし、市民の憩いの場を残してほしいなどの御意見がありました。

資料2の御説明は以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ただいま資料2の御説明をいただきましたが、何か委員の方から御質問等はございますでしょうか。

なお、事業内容とか評価書案に関する質問については、今後事業者との質疑のときに伺いたいと思います。ただいまの御説明の内容についてということをお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これから事業者との質疑に移りたいと思います。

事業者から各選定項目の予測・評価について御説明をお願いしたいと考えております。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただいて、併せて他の出席者についても御紹介をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事業者の皆様、御準備できましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

私たちは、コンサルであります株式会社環境管理センターと申します。

それから、きょうは、事業者代表としまして、業務代行予定者、それから設計担当をしています東日本総合設計、この4名で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、評価書案の内容に関しまして、画面にも出しますので、そちらに合わせて御説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 よろしく申し上げます。

最初に少し事業の概要について御説明をしたいと思います。

評価書案の1ページをお願いいたします。画面も共有しております。

事業者は、今井土地区画整理組合設立準備会、本事業は面積約49.4ヘクタールの土地区画整理事業を行うものです。

計画地の位置は12ページになります。計画地は圏央道青梅インターチェンジ北側に隣接する地域であり、計画地の南側には圏央道、西側には岩蔵街道が整備されております。

13ページをお願いします。画面も共有しておりますので、そちらも御参照ください。

計画地の現況は主に畑地となっております。計画地の東側は同様に畑地が広がり、北側から西側の一部の地域にかけて住居地域が分布し、西側には三ツ原工業団地が立地しております。

16 ページになります。本事業では土地区画整理事業により流通業務施設用地のほか、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行います。3 か所の緑地は一部雨水の貯留浸透施設も兼ねる計画です。

19 ページになります。これは 1 号公園の整備イメージです。公園内では現存するコナラ林の更新伐も含めて、健全なコナラ群落として再生維持管理を図るとともに、植栽による緑地環境を整備いたします。

20 ページになります。これは岩蔵街道沿いに整備する 2 号公園のイメージになります。岩蔵街道西側の住居地域との緩衝機能も持たせます。

これらの 1 号、2 号公園や 1 号緑地を隣接して配置し、計画地内にまとまりを持った緑地環境を整備する計画です。

また、流通業務施設用地には、各進出企業により、東京における自然の保護と回復に関する条例を考慮し、各敷地面積の 15%以上の緑化が施される計画です。

施工計画につきまして 21 ページになります。

本事業における工事期間は全体で 36 か月を計画しております。なお、表中の点線で示すとおり、本事業の工事期間中に工事が完了した街区から、順次企業の誘致の状況に応じて、進出企業による建築工事が行われる予定です。

供用の計画について 27 ページになります。

本事業の土地区画整理事業が令和 7 年度（2025 年度）の竣工をもって完了いたします。

本事業完了後の公共用地、公園、緑地、都市計画道路等といったものについては、青梅市により維持管理が行われ、流通業務施設用地については本事業による工事が完了した街区から順次、企業誘致の状況に応じて、各進出企業により建築工事が行われる計画です。

続きまして、選定した環境影響評価項目について御説明いたします。

34 ページになります。少し飛びます。画面でも共有いたします。

環境影響要因と環境影響評価項目は、調査計画書の段階から変更がございません。なお、少し補足いたしますと、本事業は流通業務施設用地等の宅地と公園、緑地、道路といった公共用地を整備するものであり、これらの竣工をもって本事業は完了いたします。

しかしながら、本事業完了後の流通業務施設の供用後には、流通業務施設用地から 1 日当

たり約 4600 台の発生集中交通量が想定されることから、関連車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動についても、環境影響評価の項目として選定いたしました。

また、本事業では、流通業務施設の建設は行いませんが、工事が完了した区画から各進出企業による建築物の立地が想定されることから、建築物等の出現に伴う景観についても、宅地及び公共用地の存在に含め、環境影響評価の項目として選定いたしました。

次に、それぞれの項目の評価の結論について簡単に御説明いたします。

冊子ですと、前に戻りまして 2 ページをお願いいたします。一部の項目は、画面上でも関連するページを表示させていただきます。

まず、大気汚染について、造成工事等に伴う降下ばいじん量の最大値は、地点 4、秋季の $6.86 \text{ t/km}^2/\text{月}$ と予測し、工事寄与の降下ばいじん量が $10 \text{ t/km}^2/\text{月}$ 以下とする評価の指標に適合すると評価します。

建設機械の稼働と工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につきましては、本事業の造成工事による影響が最大となる造成工事ピーク時と、本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる造成・建築工事ピーク時の 2 時点を、予測対象としております。

建設機械と工事用車両につきましては、こちらの表にありますように、いずれの予測結果も評価の指標である環境基準に適合すると評価いたします。

本事業完了後の流通業務施設用地からの関連車両の走行に伴う、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測経過につきましても、環境基準である評価の指標に適合すると評価いたします。

続いて、3 ページ、4 ページの騒音・振動についてです。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び振動の最大値は、いずれも評価の指標である環境確保条例に定める勧告基準に適合すると評価いたします。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、一部の地点を除いて評価の指標である環境基準に適合すると評価いたします。

現況において既に評価の指標を上回っている、網掛けで示している地点につきましては、本事業の工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは 0.0 デシベルであることから、工事用車両による影響はほとんどないものと考えます。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動は、全地点で評価の指標である環境確保条例に基づく規制基準に適合すると評価いたします。

本事業完了後の流通業務施設用地からの関連車両の走行に伴う道路交通騒音は、一部の地

点を除いて評価の指標である環境基準に適合すると評価いたします。

現況において既に評価の指標を上回る、もしくは評価の指標と同値である網掛けの地点では、関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、昼間 0.4 デシベル、夜間で 0.6 から 0.8 デシベルであることから、関連車両による影響が小さいものと評価いたします。

また、工事の完了後においては、進出企業に対し運搬車両及び通勤車両の周辺環境への動線の配慮や、計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底に努めるなどの働きかけを行うことにより、影響の低減に努めてまいります。

関連車両の走行に伴う道路交通振動は、全地点で評価の指標である環境確保条例に基づく規制基準に適合すると評価いたします。

続いて 4 ページの地形・地質になります。

まず、工事の施行中においては、本事業では長大な法面は出現せず、法面による比高差処理を基本といたします。

比較的比高差が大きい箇所は、必要に応じて、こちらの画面のような、擁壁の設置を行う計画ですが、基礎底面下の基礎は良質な支持層上とするなど、安全率を確保した設計といたします。

工事の完了後は、擁壁については、目視による検査、確認を行い、擁壁の安全性の確認を行ってまいります。

したがって、工事の施行中及び工事の完了後において、評価の指標である斜面等の安定性が確保されることに適合すると評価いたします。

続いて 4 ページの水循環です。

本事業の公共用地の雨水については、表面流出量分も含めて、暗渠部の浸透側溝や浸透ますに集水して地下浸透させるとともに、一部の雨水は雨水本管へ流下し、最終的には貯留浸透施設で地下浸透させる計画です。イメージとしては、こちらの図に載っているような形です。

宅地についても同様に、各進出企業に雨水流出抑制施設を設置し、地下浸透処理を行う計画であることから、工事の完了後の地下水涵養能は、こちらの一番下の表になりますが、現況と比較して増加し、表面流出量の増加は生じないと予測いたします。

したがって、地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと及び地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこととする評価の指標に適合するものと評価いたします。

5 ページの生物・生態系になります。一部の資料は希少種保護の観点から公開版で御説明

いたします。

まず、植物相、植物群落につきまして、画面上は現存植生図になります。

計画地北側の1号公園内に残存するコナラ群落を除いて、計画地のほぼ全域が改変されるため、工事の施行中には多くの植物種や植物群落が改変を受けます。

ただし、現況における確認種の多くは、人為的環境下での生育種であることから、公園、緑地といった新たな緑の創出、現存植生を考慮した植栽、流通業務施設用地内の緑化などにより、現況の種構成が一定程度回復するものと考えます。

また、コナラ林の再生維持管理により、コナラ群落に生育する多様な種も回復するものと考えます。

計画地内で確認された注目される植物種であるホソバナライシダ、コアゼテンツキの2種につきまして、工事着手前に適切な生育環境に移植し、保全を図ります。

以上から、周辺地域を含めた地域の植物相、植物群落に対する変化の程度は小さいものと予測いたします。

5 ページ、イ. 動物相及び動物群集になります。

工事の施行中は、移動能力が高い種は一時的に周辺地域に移動し、一部の移動能力の乏しい種は、造成工事による直接的な影響や生息環境の消失が考えられます。

本事業では、コナラ群落や公園、緑地、植栽等、草地等が混在する環境が出現するため、一部の人工的な環境や緑の多い住宅地等に生息する種を中心に、計画地を利用するものと予測いたします。

また、注目される動物種の多くは、計画地周辺地域に広がる畑地、草地、住宅地内の植栽等において広く生息していると考えられ、計画地内外を広く利用していること、現況において計画地の利用性は低いことから、計画地内の植栽の安定に伴い、計画地を引き続き利用するものと予測いたします。

以上から、動物相及び動物群集に対する変化の程度は小さいものと予測いたします。

続きまして、ウ. 生息(育)環境についてです。

計画地内で面積が最も大きい生息(育)環境である草地、耕作地は、全て改変を受けますが、更新伐も含めたコナラ林の再生、維持管理を図ることにより、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生し、本群落に生息(育)する生物の良好の生息(育)環境を保全いたします。

また、公園緑地の整備、流通業務施設用地内の緑化により、新たな生息(育)基盤が創出さ

れ、周辺地域には計画地同様の環境が広く分布しています。

以上から、周辺地域を含めた地域の生息(育)環境の変化の程度は小さいものと予測いたします。

緑の量についてになります。

事業実施前の現況の緑の量は、この表でいう 253,697 m³ であり、工事の完了後の将来の緑の量は 144,982 m³ まで回復するものと予測いたします。

さらに、時間の経過に伴う樹木の生長や、都市計画道路等に植栽帯を設けることにより、緑の量は増加していくものと考えます。

以上から、緑の量の変化の程度は軽減できるものと予測いたします。

6 ページ、オ. 陸域生態系についてです。

本事業の実施に伴い、計画地の3つの環境類型である樹林、草地、耕作地など、あと市街地の割合というものが大きく変化しますが、改変面積が最も大きい草地、耕作地区分は、計画地周辺地域に広く分布していること、本類型区分で見られる種は、人為的環境下での種が多くを占めることから、計画地に整備される公園、緑地や路傍には、周辺地域からの畑地雑草類の侵入定着が考えられるなど、現況で見られた種構成が一定程度回復するものと予測いたします。

樹林については、計画地内に生息(育)環境として最も多様性に富むコナラ群落を残存し、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図ります。

また、流通業務施設用地内の植栽樹木の生長、安定に伴い、植物、動物の生育、生息場としての機能は回復するものと予測いたします。

生態系の上位種であるキツネとイタチは、周辺地域に畑地等の生息環境が広く分布するため、時間の経過とともに順化していくものと予測します。また、計画地内における確認頻度が低く、計画地の利用性は低いと考えます。

典型性のうち畑地、雑草群落は、周辺地域に広く分布すること、スズメ、ヤマトシジミは緑の多い住宅地、公園、小規模な草地や路傍等にも生息するため、工事の完了後も引き続き計画地の利用が考えられます。

以上から、生態系の上位性及び典型性に対する変化の程度は小さいものと予測いたします。

これらの予測結果を踏まえて、生物・生態系について評価の指標である地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないことに適合すると評価いたします。

続きまして、7 ページの景観についてです。

景観の予測では、こちらの図に示しますように、本事業の土地利用計画図に地区計画の最大建物高さ 31m と容積率をもとに、物流施設の建築物を仮の想定で設定しております。

7 ページに戻ります。主要な景観の構成要素と地域景観についてです。

本事業では、景観が著しく変化するような大規模な土地の造成は行わず、計画地内の北側斜面地や岩蔵街道沿いを中心に、公園が配置され、まとまった緑が創出されます。

また、本事業の工事の完了後、別事業として想定されている各進出企業による建築物の高さは、31m 以下に抑えられるほか、各進出企業が一定量の緑化を確保することにより、現況の住宅、事業場等の市街地や耕作地との調和に配慮した、圏央道青梅インターチェンジ周辺の新たな地域景観が創出されるものと予測いたします。

代表的な眺望地点からの眺望につきましては、こちらの図に示しますとおり、8 地点を選定しております。

全ての眺望地点において、本事業の造成面が直接可視される範囲は小さく、眺望景観の変化の程度は小さいものと予測いたします。

また、計画地北側斜面に 1 号公園、計画地北西側の岩蔵街道沿いに 2 号公園を整備することで、公園内の樹林や植栽によりまとまった緑が創出され、本事業の造成面や別事業として想定されている建築物の一部が遮蔽されるものと予測いたします。

さらに、各進出企業に対して、建築物は青梅市景観形成ガイドラインに基づき、周辺の景観との調和に配慮した色彩や意匠を採択し、緑の連続性に配慮した植栽を配置するなど、建築物の出現による影響の緩和や周辺景観との調和に努めるよう働きかけてまいります。

これらの予測結果を踏まえて、景観について、評価の指標である東京都景観計画及び青梅市景観まちづくり基本方針に示されている方針に適合するものと評価いたします。

次に、史跡・文化財についてです。

計画地内は、文化財保護法に規定するこの図に示しますように、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部が含まれるため、文化財保護法に基づき、あらかじめ埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会及び青梅市教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図ります。

なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、文化財保護法に基づき適切に対処いたします。

したがって、評価の指標である文化財等の保存及び管理に支障が生じないことに適合すると評価いたします。

最後に 8 ページに戻りまして、廃棄物についてになります。

伐採樹木の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 514 t、再資源化率は 100%の 514 t と予測いたします。

なお、計画地内北側のコナラ林を残存させることによる廃棄物発生抑制量は、約 21 t と予測します。既存構造物の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 3,651 m³ と予測し、これらの建設廃棄物の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることで、東京都建設リサイクル推進計画の目標値を達成すると考えます。

建設発生土については敷き均し等により、計画地内でバランスさせ、計画地外に搬出しない計画であることから、東京都建設リサイクル推進計画の目標値を達成すると考えます。

したがって、評価の指標である東京都建設リサイクル推進計画に示される各対象品目の目標値、平成 32 年度（2020 年度）に適合すると評価いたします。

以上、駆け足になりましたが、環境影響評価書案の概要について簡単に御説明させていただきました。ありがとうございました。

○齋藤第一部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事業者から評価書案について御説明いただきましたが、委員の方々から御質問、御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、私から確認を 1 点だけさせてください。

雨水流出抑制について御説明いただきありがとうございました。

私は専門でないのでちょっと的外れかもしれませんが、評価書案の 209 ページ以降に、詳細に御検討内容が書かれていて、企業の進出のタイミングと土地の造成というか、整備事業との期間にもよると思いますが、進出企業が出たときには、雨が集められて、その貯留浸透施設がつくられる、これは私が誤解しているかもしれませんが、進出企業がそれぞれに実施することだと理解しているのですが、進出企業が決定される前だとか、そういう中途のところは配慮する必要がないのかどうか。されているかもしれないですが、その辺を御説明いただければと思います。

○事業者 はい。厚いほうの本編の 21 ページを見ていただきますと、工程表がありますので、そこでお話しさせていただきます。

こちらのア. 準備・仮設工事に書いていますとおり、おっしゃっていただいたように、工事期間中も、60 mm/h の雨に耐えられる、仮設の雨水浸透貯留施設なり、雨水流出防止施設を入れておきます。

それで、例えば、今回の場合はあまりあり得ないとは思いますが、企業さんが来るまでに時間が空きますと、そのときは、工事中に入れた 60 mm/h のもので対応するような計画でございます。

○齋藤第一部長 分かりました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員 御説明いただきありがとうございました。

3 つ質問させていただきたいと思います。

1 つは水循環についてで、2 つが生物・生態系についてです。

先ほどのお話の続きになってしまうかもしれませんが、水循環の浸透量の変化の程度を、211 ページと 212 ページで御説明いただいているかと思っています。

この量というのは、流出係数の流出した分をここに貯留、浸透させるという計算になっているかと思いますが、これが浸み込み続けられる環境がつかれるというような裏づけが、どういったところにあるのかなと思っています。

資料編の 201 ページに貯留浸透施設の概要がありますが、これを拝見すると、法面に囲まれた空間に浸透させるような構造になっているかと思っています。

これだと、底面をよほど浸透性を高めないと、周辺に対する浸透量が十分に確保できないのではないかとちょっと思ったものですが、これに対して、どのように浸透できるとお考えかを教えていただければと思います。

○事業者 はい、ありがとうございます。そうしましたら最初のご質問ですが、評価書案の 211 ページに図面がありますので、それで御説明いたします。

今回、浸透側溝、浸透ますなりで受けつつも、そこで吞めないものは、最終的には池に行きます。

この池につきましては、より浸透を促すために、資料編の絵には入っていないのですが、池の底面に浸透井戸とかを付けまして、強制的にというか、下に礫層がありますので礫層まで浸透井戸を入れて、雨水を処理するような形で、今は設計の熟度を上げているような状況でございます。

○横田委員 ありがとうございます。分かりました。

この時の貯留の分というのを分けて、量として示されるということは、お考えではないのでしょうか。「浸透能力」と書かれていますが、貯留分と浸透分があると思いますが、

○事業者 簡単に言いますと、この池がどれぐらいの容量を持っているかということですよ。それは、計算値を今持っていますので、該当箇所なりに追記するような形をとります。

○横田委員 ありがとうございます。そうしていただけると、土地利用の観点からも適切かなと思いました。

2つ目は、生物・生態系のところで、1号公園についてです。

ここにコナラ林の連続帯をつくられるという整備の方向性を示されていますが、具体的には、271 ページの環境類型区分図と、304 ページの建物配置の想定図を比べると、幅が少し広がっているのかと思います。

3号公園の創出であるとか、草地、耕作地の部分が、少し内側に広がっているように見えるのですが、これは、幅も拡充されるというようなお考えなののでしょうか。

○事業者 ご質問は現存植生図の範囲より公園が少し大きいという捉え方でよろしいですか。

○横田委員 そうですね。

○事業者 現存植生図で、計画地を御覧になっていただいたか分かりませんが、現道が通っていて、北側が樹林帯になっています。

将来的には、この現道が都市計画道路になりますが、実際にはもっと内側で直線にしますので、現存植生でみられる樹林が生育している地点よりは、少し南側に道路を振りますので、現存の緑地の範囲よりは少し、公園は大きくなるようなイメージでございます。

○横田委員 ありがとうございます。分かりました。

林相転換なども少し検討されているのでしょうか。

景観図を見ると、スギが少し見えていたりして、必ずしも落葉広葉樹林だけで現状あるわけではないと思いますが、コナラ林の創出の仕方というものでお考えがあれば教えていただければと思います。

○事業者 はい。現状のコナラについては、これは現地で御案内したのですが、かなり手が入っていないので、枯れているものとか、幼樹でツルが入ってしまったとか、下草も非常に荒れているということで、何十年も手付かずの林にはなっております。

ですので、そういった意味で、更新伐をして、ある程度いいコナラを残しておいて、生長させて、林相をしっかり保つようにするというのが、今の案でございます。

○横田委員 ぜひ保護方針をうまく回していくような公園をつくっていただけるとありがたいと思いました。

あと、都民の意見の中で猛禽類の狩り場に関する記述がありましたが、狩り場利用の調査

時の記録などを確認されていたら教えていただければと思います。

○事業者 はい。当然ながら、猛禽類の行動調査は、飛翔なのか、採餌なのか、ディスプレイなのかを確認した上で、今回の記述になっております。

○横田委員 そのあたりは、資料編を見れば分かりますか。

○事業者 今そこまでの詳細の記録は記述していないです。

ただ、野帳レベルといいますか、調査では確実に押さえていますので、その記述は充実させます。

○横田委員 せっかくやられていらっしゃると思いますので、猛禽類に注目するような形で鳥類調査の整理を、ぜひそうしていただければと思います。

○事業者 はい。分かりました。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

横田委員から話がありましたのは、1 つは、浸透施設の貯留の大きさについてでした。それと、今の猛禽類に関するところのデータについてです。

ただ、今回は1回目ですので、もし可能でしたら、2回目のときに御提示をいただいて、そのときにまた議論ができればいいかと思いますので、可能でありましたら御提示をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

柳会長、お願いいたします。

○柳会長 一つ確認したいのですが、評価書案の22ページの鉄塔の移設工事についてです。

これは、土工事をやっている最中から移設を始める計画になっているようですが、何か所か鉄塔の移設があるので、土工事が終わったところの鉄塔から移設工事を行っていくというふうに理解したのですが、一番のポイントは、地域住民に対して停電を起こさないということだと思います。

停電になったらアウトですから、停電がないような移設工事を行うということと、経年劣化のために、鉄塔によっては取替え工事になる可能性もありますので、その点の御配慮をお願いしたいと思っています。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

事業者から何かコメントがあればよろしくお願いいたします。

○事業者 はい、お答えいたします。

まず、移設は1塔だけ移します。工事自体は、東電さんがされますので、こういった停電

にならないような措置とかは、しっかりやっていただけるのかなという状況だと思われます。

○柳会長 1か所だけということですね。

○事業者 はい、そうです。

○柳会長 分かりました。

その移設の箇所は、緑地のところに移設するということですよね。

○事業者 はい。16ページの土地利用計画図を見ていただければと思います。

この右上に「C 街区」とありますが、その上に小さい鉄塔がございますが、これが、本来、C の真ん中よりちょっと下ぐらいのところにあります。この鉄塔を北側に移設していただくというような計画でございます。

○柳会長 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 都民からの意見として、周辺で傾斜のある道路を車が走るときの、騒音とか振動が気になるという意見が出ていますが、傾斜というのはこの資料からよくわからないのですが、関連車両とか工事関係車両が通ることを想定していると思いますので、その傾斜がどの程度なのかがもし分かれば教えてください。

○事業者 はい。評価書案の本編の114ページをお願いいたします。

岩蔵街道の左のほうに、「No.6」とあると思いますが、説明会に来られたとき、住民の方はこのことをおっしゃっていました。

この「No.6」に関しましては、将来の物流関係の車両はここを通しません。工事中に一時的にこの「No.6」を通る想定になりますが、ここに関しては、メインの動線ではないというのが1点ございます。

実際、住民の方は、ここは傾斜がついてるとおっしゃっていますが、基本的には、我々の認識としては、「No.6」を跨ぐ交差点間は、さほど傾斜はないのかなということで、騒音の予測も行っております。

また、当然ながら、現状、補正值等で補正しておりますので、予測自体はそういう形の計算になっているということでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

そうすると、特に気にするような傾斜ではないという認識でよろしいですか。

○事業者 はい。我々は、そういう認識でよろしいかと思います。

○高橋委員 分かりました。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、奥委員、お願いいたします。

○奥委員 評価の結論の書きぶりについて、特に、生物・生態系のところ、5 ページ、6 ページですが、ちょっと気になりましたので発言をさせていただきます。

この生物・生態系の評価の結論部分については、全体を通して、計画地内については、もう全て大幅にというか、ほぼ全域が改変されてしまいますので、草地、耕作地等は失われてしまうわけですが、この周辺地域には草地、畑地等が残っているので、そこらは影響を受けないから、それで補完されて、結論として、「周辺地域も含めた生物種等への変化の程度は小さい」という書きぶりで、ほぼ統一されているようなのですが、もう少し正確に言えば、計画地内における変化の程度は、全て改変されるわけですから大きいわけですね。

ただ、周辺地域があるから、それで生態系への影響はさほどないだろうということだと思いますので、そうだとしたら、周辺地域というのはどの範囲を指すのかというところを、もう少し明確にしていきたいと思います。

まず確認させていただきたいのは、周辺地域とおっしゃっているのは、この評価書案にあります計画地とその周辺部分を調査された範囲が、後ろのほうに、破線で囲まれたところがありますが、このエリアの中を周辺地域とおっしゃっているのでしょうか。

そうではなくて、もう少し広げて、同じような草地や耕作地等が存在しているエリアが、ほかにもより広い範囲にあって、そこも含めておっしゃっているのか。

まず、その周辺地域なるものの範囲というものを、明確にしていきたいと思います。

そして、その上で、その周辺地域においても、同じような動植物種が確認されているということであるのか。

また、猛禽類については、移動が可能なので大丈夫だろうということですが、この計画地内には、そもそも営巣している状況は確認されなかったけれども、周辺地域の中では確認されているのか。

そのあたり、「影響が小さい」とか、「変化の程度が小さい」とか、「著しい影響を及ぼさない」という結論に至ったということを説明するのであれば、その根拠をもう少ししっかりとお示しいただく必要があるかなと思いましたので、お伺いをいたします。

○事業者 はい。ありがとうございます。

御指摘がありましたように、生物なので、定量的に語れないところもございますので、我々が周辺地域として原則的に今使っているのは 200m です。まさに、おっしゃっていただいたように、生物・生態系で 200m の範囲を破線で引いていると思うのですが、基本的にはこれにしております。

その理由というのは、その中というのはある程度生物相も押さえていますので、計画地内外の生物相も押さえられるということで使っています。

ただし、特に、東側の入間市のほうの地域になりますと、そこにはまた広大な畑地とかも広がっていますので、実際には 200m 以上の部分もあります。

それで、おっしゃっていただいた 5 ページ、6 ページはどうしても要旨の部分になりますので、総論的にいろいろな種も交えた上で、「周辺」という言葉を使っています。

ですから、細かく 8 章の各項目のところで、本当は、猛禽類であれば実は 200m ではない周辺の語りをしなければいけないでしょうし、ある程度行動能力が低いもの場合はやはり 200m ぐらいで周辺というような言い方をしたいと思い、なるべく色はつけるよう努力はしていたのですが、要旨になりますと総括的なコメントになっています。

あと、ちょっと補足させていただきますと、確かに、計画地内は、おっしゃったように、土地区画整理事業という性格上、改変面積は大きいですが、例えば、猛禽類が営巣していないとか、計画地内にしか依存していない種がいるとかそういったものがない、どちらかというと、計画地内外を含めて広くこういう水田地帯といいますか、人工緑地みたいな宅地内を過ごしているような種が均一に出ていますので、そのような形で地域生態系、地域生物相と言った時にはそういう状況ですといった思いで書かせていただきました。

ですので、一応答えとしては、なるべく項目によっては、あとは細かい部分では使い分けをしています。総論的な部分で、基本的には 200m というようなことで捉えていただければと思います。

○奥委員 215 ページ以降の、8.5 生物・生態系について記述されている中をしっかりと見れば、その周辺地域の範囲がそれぞれの項目ごとに明確にされているというふうに理解できるわけですか。

○事業者 8 章も、東京都さんの目次建てで「動物相」とかになってしまいますので、「相」になると、種によって範囲がいろいろ違いますので、8 章もそういう思いで予測・評価しておりますが、御指摘いただいたように、文章的にはちょっと弱いかもしれません。で

すから 8 章の、猛禽類とか両爬では、「周辺」の定義が違いますので、そこは定義を「周辺の北側のどこどこでは」など、より具体的にするような表現にするほうが、御指摘に対してはいいのかなと、今ちょっと思いました。

○奥委員 分かりました。その辺をもう少し明らかにできるのであればしていただきたいと思いますが、結論の書き方も、結局は周辺地域を含めた地域といっても、計画地内は全て失ってしまうので、どのように書くのがいいか分かりませんが、「周辺地域を含めた地域の変化の程度は小さい」という言い方が、正しい表現なのかということですね。

○事業者 はい。趣旨は分かります。

○奥委員 事実としてそれが正しいのかというと、ちょっと違うじゃないかというのが、率直に感じたところです。

「周辺地域には生態系には著しい影響は及ぼさない」という結論はそうなのかもしれませんが、計画地には著しい影響を及ぼすわけですよ、改変してしまうので。

ただ、周辺地域に今の計画地の現況と変わらない環境が残ることによって、補完されるというのが、正しいことなのかなと思います。

○事業者 そうですね、はい。

○奥委員 そうではないような印象を与えるような文章に今なっていますから、そこが一番気になったところです。

○事業者 分かりました。趣旨はよく理解しました。

1 点だけ補足させていただきます。

計画地の西側に住宅があって、植栽があって、計画地内の動物相とかで、かなり人為圧に強い、例えば、ムクドリであったりとかは、そういった種については計画地内でも回復するだろうという予測にはなっています。

というのは、かなり大きな公園も設けますし、企業さんのほうでは、15%のかんりのボリュームの緑が入りますから、どちらかというと、計画地内に見られる人為圧に強い、ムクドリとか昆虫類であるとかは、やがて回復するだろうという予測になりますので、そういうことも書いておりますので、表現が難しいのですが、御指摘の趣旨を踏まえて、表現を考えてみます。ありがとうございます。

○奥委員 よろしく願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

周辺地域の定義の話は、重要な御指摘かと思います。

それから、今御説明いただいたように、十分にいろいろ御配慮いただいていると思いますので、そこが伝わるように工夫していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 御説明ありがとうございました。

私の担当の文化財については、書かれていた内容でよろしいかと思いますが、16 ページと 21 ページと 23 ページの内容についてお伺いしたいと思います。

特に 21 ページで、「工事が完了した街区から」というような書かれ方をされていますが、これは、現段階では、A 街区、B 街区等の施工の順番とかが決まっていたりしているような資料はないのでしょうか。

一度にわーっと始めるのか、工事計画の表については、全体計画を示されていると思いますが、A 街区、B 街区をいつ着手するとかいう計画は、まだされていないのでしょうか。

○事業者 はい。防災といいますか、池の問題であるとか、道路を擦りつけですとか、もろもろの詳細の施工計画はこれから立案します。工事工程も実はそんなに長くないので、一般の区画整理のように何十年かかる事業ではありませんので、表現は悪いが、ほぼ一斉にやることになろうかと思います。

ただ、事業者の今の予定ですと、A と D あたりが先行的に、両方から工事をやっていくようなイメージかなという程度の計画でございます。

○水本委員 分かりました。

私が担当しています埋蔵文化財が出てきた場合、その調査に入ればですが、いっぺんに開く場合や、街区ごとにやったりとかいうことも関わってきますので、そのあたりがちょっと気になりました。

あと、生物・生態系とかについても、一度に工事が始まる場合と、逃げ場がそれぞれにある場合と、またちょっと違うのかと思いましたので、そのあたり、つまびらかになっているといいかなと思っております。

○事業者 はい。おっしゃるように、生物のため段階的に施工していくとか、仮に文化財があったときにはずらしていくということもありますので、基本的には、施工順といいますか、できれば、順次やっていくような形のプランを立案いたします。

私の説明が下手だったのですが、本編の 23 ページの切盛図をお願いします。

まず、切土部分を先に、土をカットして動かしていく形になりまして、A 街区が今一番大きな面になりますので、A から行くような形になります。

すみません、補足させていただきました。

○水本委員 こちらでは切土と盛土が街区を結構跨っていますので、一遍にやられるのかなというイメージがありましたが、そのあたりが気になったわけです。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員 追加で申しわけないのですが、道路の端部の状況が、造成計画の断面図の 24 ページの、例えば①-①断面の 3・4・13 号を見ると、道路から一旦 C 街区側に落ちるような宅盤になっていると思います。

こういったときに、道路の植栽帯とか歩道空間をどのようにみられているのかを教えてくださいませんか。

○事業者 はい。造成断面図ですが、太い線で書いてあるのは一次造成のラインでして、今回、切盛バランスというところもあるのと、一時的に企業さんに引き渡すにあたって、仮設の池として宅地自体が使えるような形で、わざと道路より掘り下げております。

また、進出企業さんの建築工事によって、基礎の根切り残土とかをまた周辺に出すということも、これによってここの仕上げの盤に使えるということも含めて、区画整理事業造成工事では下げる。下げたものが一時的な雨水も貯められる。結果として、建築工事から出る土量も、外に出さないで済むだろうという形の考えです。

ですので、最終的には、細いライン、三角形が付いている計画高があると思いますが、そこが最終的な仕上げの高さになるという形で考えていただければと思います。

○横田委員 最終高が最終的な宅盤の高さということですね。そうしたときに、道路沿いの空間を、車道分しか確保されないわけではないと思うのですが、その歩道空間とか街路樹空間というのは、どのように見込まれていらっしゃるのか。これから検討されるのか。そのあたりはいかがでしょう。

○事業者 詳細については、これからというところがございますが、現在、都市計画道路については、植樹帯を設けるような形で考えております。

○横田委員 そのあたりの道路緑化の観点と宅盤の中の緑化を上手く向けるような形で、緑地をつなげていけば、環境の影響緩和につながるような緑地帯になっていくと思いますので、それを期待したいと思います。

それと、先ほどの雨水流出抑制に加えての、浸透効果も見込まれていると思いますので、そういった機能性を高めるような側溝をつくられることも期待しております。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかには御発言がないようですので、本日は第1回目ということですので、次回にまた御足労いただきますが、本日の審議としては終了させていただきたいと思います。

事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。2回目以降もよろしくお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤第一部長 最後に、「その他」ですが、皆様から御意見、御質問点はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、第一部会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○齋藤第一部長 それでは、傍聴人の方は、「退室ボタン」を押して退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後5時13分閉会)